

高齢者を狙う犯罪

その1

振り込め詐欺 (オレオレ詐欺)

すぐに振り込まない！ ひとりで振り込まない！

「オレだよ、オレ」と電話口で呼びかけ、息子や孫と勘違いした高齢者にお金を要し、指定の銀行口座に振り込ませる詐欺です。名目は「交通事故示談金が必要」「借金の連帯証人になっている」などが多く、弁護士を名乗る人物が電話に出るなど、手口も巧妙になっています。

また、仕事上の夫が事故を起こした、夫の痴漢行為の示談金など自宅の妻を狙った手口も増えています。

銀行等の閉店間際に振り込みを要求してきて、「時間がない」と言って急がせ確認する時間を取らせないというのも手口の一つです。



— 対策 —

- ・自分から先に肉親の名前を言わず、相手に名乗らせる
- ・電話を切った後、身内などに電話して事実確認をする
- ・消費生活センター又は、警察に相談する

悪質商法

あの手この手の だましテクニック

「必ず儲かる」「今買わないと損をする」は悪質商法の決まり文句。ほかにも「健康になる」「あなただけ特別」「無料サービス」など、さまざまな口説き文句で近づき、高額な商品を押し付けます。手口の一例を紹介します。



かたり商法

水道局員や消防署員などを装って訪問し、設置の必要のない浄水器や消火器、警報機などを不当な値段で販売

点検商法

「点検に来た」と言って訪問し、「シロアリがいる」「工事が必要」などと事実と異なることを言って契約を迫る。

靈感商法

「購入しないと不幸になる」などと言って人の不幸や不安につけこんで高額な商品を販売。

催眠商法

閉め切った会場に人を集め、台所用品などを無料で配って得した気分させ、興奮状態において最後に高額な商品を販売。

しまった!と思ったら

「クーリングオフ」

訪問販売では、法定の書面（契約など）を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できる場合もあります。悪質商法と気がついたら、警察や消費者センターで「クーリングオフ」が適用できるか相談してみてください。

—— 対策 ——

- ・身分証明書を見せてもらう
- ・家の中には入れない
- ・すぐに契約せず、家族と相談する（口約束も契約にあたるので注意！）
- ・契約を急ぐ業者は疑う
- ・知識の乏しい取引や商売には手を出さない
- ・不要ならハッキリいらないと断る（まぎらわしい表現を避ける）